

次に、委員会委員に幕田英雄君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、同意を与えることに決りました。

公害等調整委員会委員長に富越和厚君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めました。

日本銀行政策委員会審議委員に木内登英君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めました。

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めました。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めました。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、いざれ

も同意を与えることに決りました。

日程第一 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案(参議院提出)

事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案(参議院提出)

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

公害等調整委員会委員長に富越和厚君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めました。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めました。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めました。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めました。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、いざれ

も同意を与えることに決りました。

第二に、政府は、施策の推進に関する基本方針を定めることと、

第三に、国は、支援対象地域及び支援対象地域以外の地域で生活する被災者、移動前の地域に帰還する被災者等の生活を支援するため、必要な施策を講ずることと、

第四に、国は、子供及び妊婦の医療に係る費用負担を減免するために必要な施策を講ずることとあります。

などとあります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る十五日に本委員会に付託され、十九日に参議院東日本大震災復興特別委員長代理者参議院議員谷岡郁子君から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案を議題いたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉田公一君。

○吉田公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林について、国が森林所有者等と協定を締結してその整備及び保全を行なう制度を創設するとともに、国有林事業を企業的に運営するために設置された国有林事業特別会計を廃止する等の措置を講じようとするものであります。

本法律案は、去る四月十六日参議院から送付され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月十八日鹿野農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、六月二十日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第二 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(横路孝弘君) 日程第二、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の

定めるとともに、国の責務を明らかにすること、第一に、生活支援等に関する施策の基本理念を

その主な内容は、

官 報 (号 外)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。	○議長(横路孝弘君) 採決いたします。
	本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
	○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
日程第三 創場、音楽堂等の活性化に関する法律案(参議院提出)	日程第三 創場、音楽堂等の活性化に関する法律案(参議院提出)
	○議長(横路孝弘君) 日程第三、創場、音楽堂等の活性化に関する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。文部科学委員長石毛錦子さん。	委員長の報告を求めます。文部科学委員長石毛錦子さん。
	〔本号末尾に掲載〕
劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案及び同報告書	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案及び同報告書
	○石毛錦子君 登壇
○石毛錦子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。	○石毛錦子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
	本案は、文化芸術振興基本法の基本理念にのつて、劇場、音楽堂等の活性化を図るために、劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もつて心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するもので、その主な内容は、次のとおりであります。
○議長(横路孝弘君) 採決いたします。	○議長(横路孝弘君) 採決いたします。
	○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
日程第四 中小企業の海外における商品の需要開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)	日程第四 中小企業の海外における商品の需要開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
	○議長(横路孝弘君) 日程第四、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。経済産業委員長中山義活君。	委員長の報告を求めます。経済産業委員長中山義活君。
	〔本号末尾に掲載〕
○中山義活君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。	○中山義活君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
	本案は、中小企業の経営力の強化を図るため、中小企業の支援事業に係る措置、すなわち、支援事業の担い手の認定、海外展開に伴う資金調達に対する支援措置等を講じようとするものであります。
○議長(横路孝弘君) 採決いたします。	○議長(横路孝弘君) 採決いたします。
	○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
○議長(横路孝弘君) 採決いたします。	○議長(横路孝弘君) 採決いたします。
	○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
出席国務大臣	出席国務大臣
	総務大臣 川端達夫君 文部科学大臣 平野博文君 厚生労働大臣 小宮山洋子君 農林水産大臣 郡司彰君 経済産業大臣 枝野幸男君 国土交通大臣 羽田雄一郎君 国務大臣 平野達男君 国務大臣 藤村修君 国務大臣 松原仁君
○議長の報告 (法律公布奏上及び通知)	○議長の報告 (法律公布奏上及び通知)
	一、去る十九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。 消防法の一部を改正する法律

官 報 (号 外)

官報(号外)

平成二十四年六月十一日提出
質問 第二八八号

地方公務員の政治的行為に関する質問主意書

提出者 平井たくや

地方公務員の政治的行為に関する質問主意書

地方公務員法第36条では、地方公務員の政治的行為の制限について、罰則の定めはなく、

また、その職員の属する地方公共団体の区域内(支所・地方事務所・区に勤務する場合は、その所管区域内)に限り制限がなされている。

この規定のもとで、地方公共団体の条例で、以下の定めを設けることは、法律上許容されると考えるか。

- 1 罰則を定めること。
- 2 区域外における政治的行為を制限すること。

二 教育公務員特例法第18条では、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限について、罰則が適用されないことを定めている。

この規定のもとで、地方公共団体の条例で、罰則を定めることは、法律上許容されると考えられるか。

三 地方公営企業法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律では、地方公営企業職員及び単純労務者である地方公務員等について、政治的行為の制限が課されないと定めている。地方公共団体の条例で、これら職員についても、政治的行為の制限を課すことは、法律上許容されると考えるか。

内閣衆賛一八〇第二八八号

平成二十四年六月十九日

内閣總理大臣臨時代理

國務大臣 岡田 克也

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員平井たくや君提出地方公務員の政治的行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員平井たくや君提出地方公務員の

政治的行為に関する質問に対する答弁書

一の1について

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十号)第三十六条の地方公務員の政治的行為の制限については、同法制定時の提案理由説明に

おいて、「職員の政治的行為の制限の違反に対しては、懲戒処分により地方公務員たる地位から排除することをもつて足る」との見地から罰則を付さないことをとされている。また、政府提出の同法案においては、職員に政治的行為を行うよう唆した者等について罰則が付されていたところ、国会審議において罰則は付さないことをとされたものである。かかる経緯を踏まえれば、同法は教育公務員の政治的行為の制限については罰則を付すべきではないとの趣旨であると解され、条例で罰則を設けることは、法律に違反し、許容されないと考えられる。

二 について

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十八条の教育公務員の政治的行為の制限については、昭和二十九年の同法改正時の政府提出の改正法案においては罰則を付すこととしていたところ、国会審議において、制限を「必要な最小限度」のものとし、違反については「教育行政の手によってこれを矯正する」との見地から罰則は付さないことをされたものである。かかる経緯を踏まえれば、同法は教育公務員の政治的行為の制限については罰則を付すべきではないとの趣旨であると解され、条例で罰則を設けることは、法律に違反し、許容されないと考えられる。

三 について

我が国は地球温暖化対策の数値目標に関する質問主意書

平成二十四年六月十一日提出
質問 第二八九号

我が国は地球温暖化対策の数値目標に関する質問主意書

提出者 山本 拓

一の2について

地方公務員法は、その制定当時、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)に規定する公営企業に従事する職員(以下「企業職員」という)及び単純な労務に雇用される職員(以下「単純労務職員」という)の身分取扱いについて、別の法律により定めることを規定していたところ、その後制定された地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)及び地方公営企業等の労

働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)がそれぞれ、一部の職員を除き、企業職員及び単純労務職員について地方公務員法第三十六条の規定を適用しない旨規定していることに照らすと、これらの法律はこれらの者に対する政治的行為の制限を行わないとの趣旨であると解され、条例で制限を設けることは、法律に違反し、許容されないと考えられる。

二 について

我が国は地球温暖化対策の数値目標に関する質問主意書

平成二十四年六月十一日提出
質問 第二八九号

我が国は地球温暖化対策の数値目標に関する質問主意書

提出者 山本 拓

一 民主党政権は、二〇〇九年十二月、コペンハーゲン合意に基づき前提条件付き、一九九〇年比マイナス二十五%(二〇二〇年)を提出、いわゆる政府として国際公約した。また、二〇一〇年三月には、前提条件付き一九九〇年比マイナス二十五%(二〇二〇年)を規定した地球温暖化対策基本法案第十条第一項にて規定)を閣議決定した。現在、野田政権として見直し作業中のエネルギー基本計画について、閣議決定した数値目標も白紙にもどす事を前提に見直しているとの報道があるが、閣議決定した数値目標を白紙に戻す方針か。

二 閣議決定し取り下げずに国会に提出しているのは、その数値目標を前提にエネルギー基本計画の見直しをしているのか。

三一 エネルギー基本計画の見直し作業の結果次第で、政府の方針も見直す程度の法案ならば、速やかに法案を取り下げるべきである。今現在国会に提出している地球温暖化対策基本法案は、野田総理の思いが一〇〇%含まれている法案なのか。我が国の地球温暖化対策としての数値目標について、野田総理の方針もリーダーシップも全く感じられない。我が国の地球温暖化対策としての数値目標について、野田総理の認識を右質問する。問う。

べき我が国における一年間の温室効果ガスの排出量については、こうした国民的議論を経て決定していくこととなるが、現在、政府が国会に提出している地球温暖化対策基本法案については、引き続き御審議いただきたいと考えている。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に

「被災者」という。が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じてること及び当該支援に関する子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策(以下「被災者生活支援等施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もつて被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的と

それがあることに鑑み、被災者の支援の必要性が継続する間確実に実施されなければならぬい。

内閣衆質一八〇第二八九号

右の本院提出案を送付する
平成二十四年六月十五日

第二条 被災者生活支援等施策は、東京電力原発事故による災害の状況、当該災害からの復

第三条 国は、原
及び財産を保護

子力災害から国民の生命、身体
すべき責任並びにこれまで原子

衆議院議員山本拓君提出我が国の地球温暖化対策の数值目標に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えための被災者の生活支援等に関する施策

第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことがで

定し、及び実施する責務を有する。
(法制上の措置等)

衆議院議員山本拓君提出我が国の地球温暖化対策の数値目標に関する質問に対する答弁書

(目的)

であつても適切に支援するものでなければならぬ。

措置を講じなければならない。

から三までについて
今後の地球温暖化対策については、現在、エネルギー・環境会議を中心として、エネルギー・環境政策の見直しと一体的に検討を行っているところであり、今後、原子力政策、エネ ルギーミックス及び地球温暖化対策に関する選択肢を提示し、国民的議論を経た上で、本年夏を目途に、「革新的エネルギー・環境戦略」を策定している。平成三十二年までに達成を目指す

株式会社福島第一原子力発電所の事故(以下「東京電力原子力事故」という。)により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者(以下

4 故に係る放射線による外部被ばく及び内部被ばくに伴う被災者の健康上の不安が早期に解消されるよう、最大限の努力がなされるものでなければならぬ。

5 被災者生活支援等施策を講ずるに当たつては、被災者に対するいわねき差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならぬ。

二 第八条第一項の支援対象地域に関する事項
三 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項

一 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向

二 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

三 被災者生活支援等施策等の推進に関する基本的な事項

ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、必要な施策を講ずるものとする。この場合において、少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者（胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。）及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

3 国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療（東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。）を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他の被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映等）

第十四条 国は、第八条から前条までの施策の適正な実施に資するため、当該施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める（調査研究等及び成果の普及）

第十五条 国は、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究及び技術開発（以下「調査研究等」という。）を推進するため、調査研究等を自ら実施し、併せて調査研究等の民間

による実施を促進するとともに、その成果の普及に向け必要な施策を講ずるものとする。

（医療及び調査研究等に係る人材の養成）

第十六条 国は、放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材を幅広く養成するため、必要な施策を講ずるものとする。

（国際的な連携協力）

第十七条 国は、調査研究等の効果的かつ効率的な推進を図るため、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する高度の知識を有する外國政府及び国際機関との連携協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解）

第十八条 国は、放射線及び被災者生活支援等施策に関する国民の理解を深めるため、放射線が人の健康に与える影響、放射線からの効果的な防護方法等に関する学校教育及び社会教育における学習の機会の提供に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償との調整）

第十九条 国は、被災者生活支援等施策の実施に要した費用のうち特定原子力事業者に対して求償すべきものについて、適切に求償するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。（見直し）

2 国は、第六条第一項の調査その他の放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すものとする。

3 国は、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射性物質による汚染状況の調査の結果を踏まえ、汚染された土壤等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、支援対象地域（放射線量が避難指示の基準を下回るが一定の基準以上である地域）で生活する被災者を支援するため、医療の確保、子どもの就学等の援助、家庭、学校等における食の安全・安心の確保、家族と離れて暮らすこととなつた子どもに対する支援等に関する施策を講ずるものとすること。

5 国は、支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象地域からの移動の支援、移動先における住宅の確保、子どもの移動先における学習等の支援、移動先の地方公共団体による円滑な役務の提供、家族と離れて暮らすこととなつた子どもに対する支援等に関する施策を講ずるものとする。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する法律案及び同報告書

6 国は、支援対象地域以外の地域から帰還する被災者を支援するため、支援対象地域への移動の支援、当該地域における住宅の確保、当該地域の地方公共団体による円滑な役務の提供、家族と離れて暮らすこととなつた子どもに対する支援等に関する施策を講ずること。

7 国は、政府による避難指示の対象区域から避難している被災者を支援するため、特定原子力事業者による損害賠償の支払の促進等資金の確保、家族と離れて暮らすこととなつた子どもに対する支援等に関する施策を講ずること。

8 国は、被災者の定期的な健康診断の実施等について、必要な施策を講ずるものとすること。この場合、子どもである間に一定基準以上の放射線量地域に居住した者（胎児の間に母が当該地域に居住した者を含む。）等の健康診断については、生涯にわたって実施されるよう必要な措置が講ぜられるものとすること。

9 国は、子ども及び妊婦の医療（東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療

を除いたものをいう。)に係る費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。

- 10 この法律は、公布の日から施行すること。
二 議案の可決理由

本案は、平成二十三年三月十一日の東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者に対する支援が必要であることに鑑み、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十四年六月十九日

東日本大震災復興特別委員長 古賀 一成
衆議院議長 横路 孝弘殿

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成二十四年四月十六日

参議院議長 平田 健二
衆議院議長 横路 孝弘殿

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律

(国有林野の管理経営に関する法律の一部改正)

第一条 国有林野の管理経営に関する法律(昭和

二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「決定し、国有財産法第三条第二項第四号の企業用財産となつてゐる」を「決

定したに改め、同条に次の二項を加える。

2 この法律において「国有林野事業」とは、國

有林野の管理経営(国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の整備及び保全であつて、国が行うもの)を含む。(以下同じ。)の事業をいう。

第四条第一項第六号を同項第七号とし、同項

第五号中「国有林野の管理経営の事業」を「国有林野事業」に、「長期的な収支の見通しその他の事業」を「その他その」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 国有林野と一体として整備及び保全を行なうことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に

次の二項を加える。

3 管理経営基本計画は、森林における生物の多様性の保全、国民の需要に即した林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保その他国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進に配慮して定めるものとする。

六 森林法第十条の十五第一項に規定する公

益的機能維持増進協定に基づく林道の開設

の次に次の二号を加える。

第六条第二項中第六号を第七号とし、第五号

の次に次の二号を加える。

1 前項ただし書の規定により延長する期間は、一回ごとに八十年を超えることができる。

2 第十七条第三項中「国の企業若しくは」を削

整備及び保全に関する事項

第六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第四条第三項の規定は、地域管理経営計画について準用する。

第六条に次の二項を加える。

6 森林管理局長は、国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事及び関係市町村長に必要な協力を要請することができる。

第七条の前段の見出しを「(国有林野の貸付け、売払い等)」に改め、同条第一項中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第八条中「第一条第二号」を「第二条第一項第二号」に、「左に」を「次に」に、「買受、借受」を「買受け、借受け」に改める。

第九条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第二号」に、「左に」を「次に」に改め、同号を「第二条第一項第一号」に改める。

第十二条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有する公益的機能の維持増進を図るために適当であると認めるときは、これを延長することができる。

第十三条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適当であると認めるときは、これを延長することができる。

第十四条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適当であると認めるときは、これを延長することができる。

第十五条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有する公益的機能の維持増進を図るために適当であると認めるときは、これを延長することができる。

ただし、農林水産大臣は、費用負担者から

長伐期施業を行うため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林

の有する公益的機能の維持増進を図るために適当であると認めるときは、これを延長するこ

とができる。

第十六条第一項に次の二号を加える。

2 前項ただし書の規定により延長する期間は、一回ごとに六十年を超えることができる。

第十七条の五中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項ただし書の規定により延長する期間は、一回ごとに六十年を超えることができる。

第十八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第五号中「附隨して」を「付隨して」に改める。

第十九条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適当であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適当であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十一条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十二条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

ただし、農林水産大臣は、費用負担者から

長伐期施業を行うため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林

の有する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長するこ

とができる。

第十三条第一項に次の二号を加える。

2 前項ただし書の規定により延長する期間は、一回ごとに六十年を超えることができる。

第十四条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第十五条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第十六条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第十七条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

ただし、農林水産大臣は、費用負担者から

長伐期施業を行うため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林

の有する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長するこ

とができる。

第十八条第一項に次の二号を加える。

2 前項ただし書の規定により延長する期間は、一回ごとに六十年を超えることができる。

第十九条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十一条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十二条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

ただし、農林水産大臣は、費用負担者から

長伐期施業を行うため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林

の有する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長するこ

とができる。

第十三条第一項に次の二号を加える。

2 前項ただし書の規定により延長する期間は、一回ごとに六十年を超えることができる。

第十四条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十五条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十六条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十七条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

ただし、農林水産大臣は、費用負担者から

長伐期施業を行うため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林

の有する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長するこ

とができる。

第十三条第一項に次の二号を加える。

2 前項ただし書の規定により延長する期間は、一回ごとに六十年を超えることができる。

第十四条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十五条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十六条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十七条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

ただし、農林水産大臣は、費用負担者から

長伐期施業を行うため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林

の有する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長するこ

とができる。

第十三条第一項に次の二号を加える。

2 前項ただし書の規定により延長する期間は、一回ごとに六十年を超えることができる。

第十四条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十五条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十六条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

第二十七条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長することができる。

ただし、農林水産大臣は、費用負担者から

長伐期施業を行うため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林

の有する公益的機能の維持増進を図るために適當であると認めるときは、これを延長するこ

とができる。

第十三条第一項に次の二号を加える。

2 前項ただし書の規定により延長する期間は、一回ごとに六十年を超えることができる。

第十四条第一項に次の二号を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐

期施業を行なうため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有

官 報 (号外)

<p>四 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定(その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの)に基づいて伐採する場合 第十条の八第二項中「前項第九号」を「前項第十号」に改める。</p> <p>第二章の二第二節の次に次の二節を加える。</p> <p>第二節の二 公益的機能維持増進協定 第十条の二 第二節の二 公益的機能別施業森林区域内に存する国有林の有する公益的機能維持増進協定(公益的機能維持増進協定)</p> <p>第十条の十五 森林管理局長は、第七条の二第一項の森林計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために必要なと認められるときは、当該国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者と次に掲げる事項を定めた協定(以下「公益的機能維持増進協定」という。)を締結して、当該公益的機能維持増進協定の目的となる森林の区域(以下「公益的機能維持増進協定区域」という。)内に存する森林の整備及び保全を行うことができる。</p> <p>一 公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等が行う森林管理局又は森林所有者等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他公益的機能維持増進協定区域内に存する森林の整備及び保全に関する事項</p>	<p>三 前号に掲げる事項を実施するために必要な林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項</p> <p>四 前二号に掲げる事項の実施に要する費用の負担</p>
<p>五 公益的機能維持増進協定の有効期間</p> <p>六 公益的機能維持増進協定に違反した場合の措置</p> <p>2 公益的機能維持増進協定について、公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者の全員の合意がなければならぬ。</p> <p>3 公益的機能維持増進協定の有効期間は、十年を超えてはならない。</p> <p>4 公益的機能維持増進協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>5 森林管理局長は、公益的機能維持増進協定を締結しようとする場合において、当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林における民有林において都道府県が治山事業を行ない、又は行おうとしているときは、あらかじめ、当該都道府県の知事の意見を聽かなければならない。</p> <p>一 国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 民有林の有する公益的機能の維持増進に寄与するものであること。</p> <p>三 森林の利用を不當に制限するものでないこと。</p> <p>四 公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域内に近接する民有林において、都道府県が治山事業第一項に規定する保全を行なうことができる。</p> <p>一 公益的機能維持増進協定区域及びその面積</p> <p>二 森林管理局又は森林所有者等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期</p> <p>三 その他公益的機能維持増進協定区域内に存する森林の整備及び保全に関する事項</p>	<p>三 前号に掲げる事項を実施するために必要な林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項</p> <p>四 前二号に掲げる事項の実施に要する費用の負担</p>
<p>五 第一項各号に掲げる事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>五 第一項各号に掲げる事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>五 第一項各号に掲げる事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>五 第一項各号に掲げる事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>5 森林管理局長は、公益的機能維持増進協定を締結しようとする場合において、当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林における民有林において都道府県が治山事業を行ない、又は行おうとしているときは、あらかじめ、当該都道府県の知事の意見を聽かなければならない。</p> <p>（公益的機能維持増進協定の総覽等）</p> <p>第十条の十六 森林管理局長は、公益的機能維持増進協定を締結しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該公益的機能維持増進協定を当該公告の日から二週間利害関係人の総覽に供しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の総覽期間満了の日までに、当該公益的機能維持増進協定について、森林管理局長に意見書を提出することができ</p>	<p>後、当該公益的機能維持増進協定について、その区域内に当該公益的機能維持増進協定の目的となる森林が存する市町村の長の意見を聽かなければならない。</p> <p>（公益的機能維持増進協定の公告等）</p> <p>第十条の十七 森林管理局長は、公益的機能維持増進協定を締結したときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該公益的機能維持増進協定の写しを公衆の総覽に供するとともに、公益的機能維持増進協定区域である旨を当該公益的機能別施業森林区域内に明示しなければならない。</p> <p>2 森林管理局長は、前項の規定による公告をした場合には、遅滞なく、その旨をその区域内に当該公益的機能維持増進協定の目的となる森林が存する市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>（公益的機能維持増進協定の変更）</p> <p>第十条の十八 第十条の十五第二項から第五項まで及び前二条の規定は、公益的機能維持増進協定において定めた事項の変更について準用する。</p> <p>（公益的機能維持増進協定の効力）</p> <p>第十条の十九 第十条の十七第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた公益的機能維持増進協定は、その公進協定区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該民有林の土地の所有者となつた者に対するものとする。</p> <p>第三十六条の二第四項第二号中「昭和三十三年法律第三十号」を削る。</p>

年 法律第三十号

(国有林野事業債務管理特別会計の廃止に伴

う経過措置

第二百五十九条の二 国有林野事業債務管理特

別会計の債務処理終了年度の収入及び支出並びに債務処理終了年度以前の年度の決算に關

しては、なお従前の例による。この場合にお

いて、同会計の債務処理終了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一

般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 債務処理終了年度の末日において、国有林野事業債務管理特別会計に所属する権利義務

は、一般会計に帰属するものとする。

3 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入

及び歳出とする。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律)
の一部改正

第四条 特定独立行政法人等の労働関係に関する

法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定独立行政法人の労働関係に関する法律

目次中「第三十八条」を「第三十七条」に改
行

第一條第一項中「特定独立行政法人等」を「特
める。

定独立行政法人」に改め、同条第二項中「特定独

立行政法人等」を「特定独立行政法人」に、「かんがみ」を「監み」に改める。

たる」を「鉛の」に改める

中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」とする。

同号を同分子第一号とする。

2 前項の規定により変更された管理経営基本計画は、新管理経営法第四条及び第五条の規定により変更された管理経営基本計画とみなす。

第三条 森林管理局長は、平成二十五年三月三十日までに、新管理経営法第六条の規定の例により、旧管理経営法第六条の規定により定められている地域管理経営計画(平成二十年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。)を変更しなければならない。この場合において、当該地域管理経営計画の変更は、施行日にその効力を生ずるものとする。

2 森林管理局長は、施行日をその計画期間の始期とする地域管理経営計画を定める場合には、旧管理経営法第八条の規定にかかわらず、新管理経営法第六条の規定によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又は定められた地域管理経営計画は、新管理経営法第六条の規定により変更され、又は定められた地域管理経営計画とみなす。

(国有林野事業特別会計の廃止に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正前の特別会計に関する法律(以下この条において「旧特別会計法」という。)第二条第一項第十二号の規定により設置された国有林野事業特別会計(以下「旧国林野事業特別会計」という。)の平成二十四年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れる。

2 前項の場合において、旧国有林野事業特別会計の平成二十五年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該金額のうち、復興事業(特別会計に関する法律第二百二十二条第二項に規定する復興事業をいう。以下この条にお

いて同じ。)に係るものは、同法第二条第一項第十八号の規定により設置する東日本大震災復興特別会計(以下この条において「東日本大震災復興特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

3 旧国有林野事業特別会計の平成二十四年度の歳出予算の経費(復興事業に係る経費を除く。)の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項若しくは第四十二条(旧特労法第二条第二号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業(附則第八条において「国有林野事業を行なう国の経営する企業」という。)に勤務する一般職に属する国家公務員(以下「国有林野事業職員」という。)に係るものに限る。以下「組合」という。)であつて、施行日において国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)第百八条の二第一項に規定する職員団体となるうとするものは、施行日前においても、同法第百八条の三の規定の例により、登録を申請することができる。

4 旧国有林野事業特別会計の平成二十四年度の歳出予算の経費(復興事業に係る経費に限る。)は第四十二条(旧特労法第二条第二号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業(附則第八条において「国有林野事業を行なう国の経営する企業」という。)に勤務する一般職に属する国家公務員(以下「国有林野事業職員」という。)に係るものに限る。以下「組合」という。)であつて、施行日において国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)第百八条の二第一項に規定する職員団体となるうとするものは、施行日前においても、同法第百八条の三の規定の例により、登録を申請することができる。

5 この法律の施行の際、旧国有林野事業特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。ただし、当該権利義務のうち、復興事業に係るものは東日本大震災復興特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。ただし、当該権利義務のうち、復興事業に係るものは東日本大震災復興特別会計に、旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係るものは第三条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第六十七条の二第一項の規定により設置する国有林野事業債務管理特別会計(以下「国有林野事業債務管理特別会計」という。)に、それぞれ帰属するものとする。

6 前項の規定により一般会計、東日本大震災復興特別会計又は国有林野事業債務管理特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、そ

いて同じ。)に係るものは、同法第二条第一項第十八号の規定により設置する東日本大震災復興特別会計(以下この条において「東日本大震災復興特別会計」という。)の歳入及び歳出とする。

第五条 第四条の規定による改正前の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(以下「旧特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合(旧特労法第二条第二号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業(附則第八条において「国有林野事業を行なう国の経営する企業」という。)に勤務する一般職に属する国家公務員(以下「国有林野事業職員」という。)に係るものに限る。以下「組合」という。)であつて、施行日前において国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)第百八条の二第一項に規定する職員団体となるうとするものは、施行日前においても、同法第百八条の三の規定の例により、登録を申請することができる。

第六条 この法律の施行の際現に存する組合(その構成員の過半数が国有林野事業職員であるものに限る。)であつて、法人であるものは、施行日前において、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第二条第五項に規定する法人である職員団体等となるものとする。

2 前項の規定により職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等となつたものは、次の各号のいづれかに該当する場合は、同法第二十七条の規定の適用については、同条第三号又は第四号に掲げる事由に該当するものとみなす。

3 第一条の規定により職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、国家公務員法第百八条の二第三項ただし書の規定は、適用しない。

4 第一条の規定により職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等となつたものであつて、国家公務員法第百八条の三第五項の規定による登録する旨の通知を受けたものは、その主たる

事務所の所在地において、引き続き法人格を有する旨を人事院に申し出た日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

(労働組合のための職員の行為の制限に関する経過措置)

第七条 旧特労法第七条第一項ただし書の規定により組合の業務に専ら従事した期間は、第四条の規定による改正後の特定独立行政法人の労働関係に関する法律(以下「新特労法」という。)第七条の規定及び附則第十七条第一号の規定による改正後の国家公務員法第八条の六の規定の適用については、新特労法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

2 旧特労法第七条第一項ただし書に規定する事由により国有林野事業職員が現実に職務をとることを要しなかつた期間は、附則第二十九条の規定による改正後の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条第四項の規定の適用については、新特労法第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間とみなす。

3 旧特労法第七条第一項ただし書の規定により組合の業務に専ら従事した期間は、附則第五十条の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)第二条第三項の規定の適用については、同項第二号に掲げる期間とみなす。

(不当労働行為の申立て等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に国有林野事業を行つた企業がした行為についての労働組合法(昭和二十四年法律第八十四号)第二十七条第一項の申立てについては、なお従前の例に

よる。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している国有林野事業を行う国の経営する企業と組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件(施行日の前日までの期間についての労働条件に関するものに限る。)、この法律の施行前に国有林野事業を行う国の経営する企業と組合とが締結した協定であつて旧特労法第十六条第一項に該当するもの及びこの法律の施行前に中央労働委員会がした国有林野事業を行つた国の経営する企業と組合との間の紛争に係る裁定であつて旧特労法第三十五条第三項ただし書に該当するものについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に裁判所に係属している旧特労法第三十六条第一項に規定する訴訟に関する同条の規定の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に中央労働委員会の委員である者であつて、国有林野事業を行う国の経営する企業又は組合の推薦に基づき任命されたものは、この法律の施行後初めて委員の任期満了による新たな委員の任命が行われる日の前日までは、新特労法第二十五条の規定の適用については、労働組合法第十九条の二第二項に規定する特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命された委員とみなす。

(旧給与特例法適用職員の給与に関する経過措置)

第九条 施行日の前日までの期間について第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行つた企業がした行為についての労働組合法(昭和二十四年法律第八十四号)第二十七条第一項の申立てについては、なお従前の例に

う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(附則第三十条において「旧給与特例法」という。)第二条第二項に規定する職員(以下「旧給与特例法適用職員」という。)に支給する

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している旧給与特例法適用職員(以下「旧給与特例法」という。)第二条第二項に規定する職員(以下「旧給与特例法適用職員」という。)に支給する

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している旧給与特例法適用職員(以下「旧給与特例法」という。)第二条第二項に規定する職員(以下「旧給与特例法適用職員」という。)に支給する

機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第二号)。次条において「管理経営法等改正法」という。)第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法(平成十年法律第八百三十四号)。次条において「旧改革特措法」という。)の施行の日」と、同条中「前二条の規定による国有林野事業に係る債務」とあるのは「旧改革特措法第十五条第一項の規定により一般会計に帰属した債務及び国有林野事業債務管理特別会計(平成二十

五年度にあつては、管理経営法等改正法第三条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく国有林野事業特別会計)の負担に属する

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している旧給与特例法適用職員(以下「旧給与特例法適用職員」という。)に支給する

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している旧給与特例法適用職員(以下「旧給与特例法適用職員」という。)に支給する

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している旧給与特例法適用職員(以下「旧給与特例法適用職員」という。)に支給する

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令等への委任)

第十二条 附則第一条から前条まで並びに附則第二十五条、第三十条、第四十条及び第四十四条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

第十三条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第六十七条の二第二項の規定により設置する国有林野事業債務管理特別会計(次条において「国有林野事業債務管理特別会計」という。)の負担に属する借入金に係る債務)と、「この法律の労働関係に関する法律」を特定独立行政法人の労働関係に関する法律に、「特定独立行政法人

二十五条)の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を特定独立行政法人の労働関係に関する法律に、「特定独立行政法人

者は、旧給与特例法適用職員であつた間は、同項第三号に規定する特定独立行政法人職員等であつた者とみなす。

(林業労働力の確保の促進に関する特別措置法の一部材の安定供給の確保の促進に関する特別措置法の一部)

改正)

第四十一条 次に掲げる法律の規定中「特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)」第百五十八条第二項の「国有林野の管理經營に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)」第二条第二項に規定する」に改める。

(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第九条)

二 木材の安定供給の確保に関する特別措置法

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部改正))

第四十二条 次に掲げる法律の規定中「国若しくは地方公共団体が経営する企業 独立行政法人等」を「独立行政法人等 地方公共団体が経営する企業」に改める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条第六号)

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第一百四十号)第五条

三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第十四条

第七号本

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第

十四条第五号ト

(國家公務員倫理法の一部改正)

第四十三条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第一百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

第四十一条の見出しを「特定独立行政法人の職員に関する特例」に改め、同条第一項中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員及び同条第二項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に削り、同条第二項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「新特労法」を「特労法」に、「第二条第四号」を「第二条第二号」に、「新法第四十六条」を「第二条第二号」に、「新法第四十一条第二項」を「国家公務員倫理法第四十一条第一項」に改める。

第四十四条 前条の規定による改正前の国家公務員倫理法第二条第二項第三号に掲げる職員である者に対する前条の規定による改正後の国家公務員倫理法(以下この条において「新国家公務員倫理法」という。)第六条の規定の適用について、同号に掲げる職員であったことを新国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員であつたこととみなす。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正)

第四十五条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第四十六条 社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

第四十七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(一部改正)

第四十八条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(一部改正)

第四十九条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(一部改正)

第五十条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条 附則第二条中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理經營に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第二百二十二号)第五条第一号の規定による廃止前後の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第五十三条 第二条第二項中「給与特例法適用職員等」を

「特定独立行政法人職員等」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第五十四条 第二条第二項中「給与特例法適用職員等」を

「特定独立行政法人職員等」に改める。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

第五十五条 第二条第二項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律(平成十三年法律第二百二十二号)」の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第五十六条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条ただし書中「特定独立行政法人等」を

「特定独立行政法人職員等」に改める。

(第十条第二項中「給与特例法適用職員等」を

「特定独立行政法人職員等」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四十九条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(一部改正)

第五十条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正

第五十一条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部を次のように改正する。

4 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正等	国有林野事業について企業的運営を廃止することに伴い、国有林野事業に係る労働関係や給与に関する特例等を廃止すること。
5 施行期日	この法律は、一部の規定を除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由	本案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
三 公益的機能の維持増進、民有林との一体的な整備及び保全の推進等国有林野事業に求められる多様な役割が確実に果たされるよう、厳しい財政状況や国有林野事業の現場管理の実情を踏まえた適正な定員規模等の確保、組織体制の構築、人材の育成、技術の継承等を図るとともに、国有林野事業の職員の労働条件を整備すること。	なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十四年六月二十日

農林水産委員長 吉田 公一

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

我が国の森林面積の三割を占める国有林野は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図り、厳しい状況に置かれている林業活性化とともに、東日本大震災からの復旧・復興の円滑かつ迅速な推進を図る上で、その果たすべき役割は極めて重要である。

よつて政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

この法律は、一般会計化に伴い、新たに設置する国有林野事業債務管理特別会計において既存債務の処理を経理するに当たっては、新たな国民負担を生じさせないとの基本的な方針のもと、従前どおり、毎年度、利子補給に係る必要な予算措置を講ずること。

一 国有林野事業の一般会計化に伴い、新たに設置する国有林野事業債務管理特別会計において既存債務の処理を経理するに当たっては、新たな国民負担を生じさせないとの基本的な方針のもと、従前どおり、毎年度、利子補給に係る必要な予算措置を講ずること。

五 平成二十五年から開始される京都議定書第二約束期間への参加の有無に関わらず、平成二十五年以降の森林吸収源対策に必要な財源を確保すること。併せて、石油石炭税に係る「地球温暖化対策のための課税の特例」による税収の使途に、森林吸収源対策が位置付けられるよう検討を進めること。

六 木材価格が安定的に推移し、山元への収益の還元が図られるよう、外材価格及び為替レートにも留意しつつ、地域ごとの木材価格や需給動向を把握、分析し、木材供給の調整を図ること。また、間伐材の活用や公共建築物等における木材利用の促進など国産材の需要拡大に全力を挙げること。

七 東日本大震災からの復旧・復興に向け、海岸防災林の再生、復興需要に応じた木材の安定供給、地域雇用の創出、森林の除染等を着実に進めため、国有林野事業の組織・技術・資源を積極的に活用すること。

八 多額の累積債務を抱える都道府県林業公社に

ついて、都道府県の要望、厳しい財政状況や低迷する木材価格の動向を踏まえ、着実な債務返済が図られるよう、その一層効率的かつ効果的な森林経営の推進に必要な対策を検討すること。また、平成二十五年以降の温室効果ガス削減目標を確実に達成するため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法による地方財政措置の継続について、速やかに検討の上、法的措置を講ずること。

九 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案の提出

右の本院提出案を送付する。

平成二十四年六月十五日

衆議院議長 横路 孝弘殿

参議院議長 平田 健二

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

調査への取組を強化すること。

第一回 前文

第二章 総則(第一条～第九条)

第三章 基本的施策(第十条～第十六条)

第四章 附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造

し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる豊かな生活を実現するための劇場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい

広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されてい

る。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育していくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

(号外)

のではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのつとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

我が国劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求める

十二号)第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。)をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞蹈、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。

二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。

三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。

四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。

五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。

六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。

七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の紹介及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第九条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもつて実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの(他の施設と一体的に設置されてい場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二

する。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家(以下「実演芸術団体等」という。)は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の事業を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的

を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十一条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行なうために必要な専門的能力を有する者

を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修

の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行なうために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十二条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するた

め、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十七条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得る

よう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

(劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割)

第十七条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにし、これらの関係者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、

必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

1 劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方

公共団体の役割を明らかにし、これらの関係者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、

必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

(劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割)

文部科学大臣は、劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにし、これらの関係者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、

必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、

(施行期日)

文部科学大臣は、劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにし、これらの関係者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、

(検討)

文部科学大臣は、劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにし、これらの関係者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、

(施行期日)

文部科学大臣は、劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにし、これらの関係者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、

(検討)

文部科学大臣は、劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにし、これらの関係者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、

(検討)

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案

(参議院提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、文化芸術振興基本法の基本理念につとり、劇場、音楽堂等の活性化を図るために、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにし、これらの関係者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、

必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、

行等又は外国金融機関が行う海外経営革新貸付金債権の取得(以下「海外経営革新資金貸付」という。)は、貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付(以下「海外事業資金貸付」という。)とみなす。

2 独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外経営革新資金貸付について貿易保険法第五十四条第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険(以下「海外事業資金貸付保険」といいう。)を引き受ける場合には、同項中「貸付金債権等若しくは中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第一項に規定する海外経営革新貸付金債権」とする。

第三章第三節の次に次の一節を加える。
 第四節 支援体制の整備
 (認定経営革新等支援機関)
 第十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務(以下「経営革新等支援業務」という。)を行ふ者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者(以下「認定経営革新等支援機関」という。)は、次の業務を行うものとする。
 一 経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業の経営資源の内容 財務内容その他経営の状況の分析

3 認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外國関係法人等の全部又は一部と共に海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う場合において、銀行等又は外国金融機関が当該外國関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権(以下「海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権」という。)を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権の取得(以下「海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付」という。)は、海外事業資金貸付とみなす。

4 日本貿易保険が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付について海外事業資金貸付保険を引き受ける場合には、貿易保険法第五十四条第二項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第三項に規定する海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権」とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 経営革新等支援業務に関する次に掲げる事項

イ 経営革新等支援業務の内容

ロ 経営革新等支援業務の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 認定経営革新等支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(改善命令)

第十八条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定経営革新等支援機関に対し、その改善に必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第十九条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 第十七条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る)、一般財團法人(その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに

限る。)又は特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る中

小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの

(以下この条において「認定一般社団法人等」という。)については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなし

て、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

(中小企業基盤整備機構の行う認定経営革新等支援機関協力業務)

第二十一条 中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他経営革新等支援業務の実施に関する必要な協力の業務を行う。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第二条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

4 この法律において「外國関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

(号外)

む)であつて、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

第六条第一項中「あつては、「を「あつては」に改め、「ものを」の下に「中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業(需要の開拓に係るものに限る。)が当該中小企業者と共同で地域産業資源活用事業(需要の開拓に係るものに限る。)に改め、「もの」の下に「中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業(需要の開拓に係るものに限る。)を行おうとする場合にあつては当該中小企業者が当該外国関係法人等と共に行う地域産業資源活用事業に関するものを」を加える。

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険の保険関係であつて海外地域産業資源活用事業関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて海外において行われる地域産業資源活用事業に必要な資金に係るもの)を受けて了承した中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第七条第二項に規定する認定計画に従つて海外において行われる地域産業資源活用事業(需要の開拓に係るものに限る。)に必要な資金(以下「海外地域産業資源活用事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(海外地

域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円(海外地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」とする。

第十二条を次のように改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第十二条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条の規定にかかわらず、中小企業者(当該中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業を行う場合において、銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第一百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関)以下この項において同じ。)又は外国金融機関(外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)が当該外国関係法人等に対する当該事業の銀行その他の金融機関のうち主務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)が当該外国関係法人等にに対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権(以下「海外地域産業資源活用事業貸付金債権」という。)を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外地域産業資源活用事業貸付金債権の取得(以下「海外地域産業資源活用事業資金貸付」という。)は、貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付(以下「海外事業資金貸付」という。)とみなす。

第十二条第一項中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十二条第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第十五条を第十六条とし、第十二条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第十二条の次に次の二項を加える。

(貿易保険法の特例)

第十二条 認定計画に従つて中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において地域産業資源活用事業を行う場合において、銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第一百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関)以下この項において同じ。)又は外国金融機関(外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権(以下「海外地域産業資源活用事業貸付金債権」という。)を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外地域産業資源活用事業貸付金債権の取得(以下「海外地域産業資源活用事業資金貸付」という。)は、

は、「貸付金債権等若しくは中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十二条第一項に規定する海外地域産業資源活用事業貸付金債権」とする。

第三条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第二十条)第十九条を「第十六条」「第二十条」に、「第一条第一項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

2 第二条第四項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

3 第二条第四項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

4 第二条第四項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 この法律において「外国関係法人等」とは、

2 独立行政法人日本貿易保険が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外地域産業資源活用事業資金貸付について貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付(以下「海外事業資金貸付」という。)とみなす。

第十六条第四項中「命令とし」の下に「第十一条第一項における主務省令は、経済産業省令とし」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条を第十九条とし、第十七条を第十八條とする。

第三条第二項第二号ハ中「農商工等連携事業」を「海外において農商工等連携事業が実施される場合における国内の事業基盤の維持その他農商工等連携事業」に改める。

第四条第一項中「計画」の下に「中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全部又は一部と共同で農商工等連携事業を実施しようとする場合にあつては、当該中小企業者及び農林漁業者が当該外国関係法人等と共同で実施する農商工等連携事業に関するものを含む。」

を加える。

第八条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険の保険関係であつて、農商工等連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する認定農商工等連携事業に必要な資金（以下「農商工等連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（農商工等連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（農商工等連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

第二十条第一項中「第十七条」を「第十八条」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第十一条第一項における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。

第十八条第三項の次に次の二項を加える。

4 第二条第五項における主務省令は、農林水

産省令・経済産業省令とする。

第十八条を第十九条とし、第十五条から第七条までを一條ずつ繰り下げる。

2 条第一項中「第十三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、第二章中同条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（貿易保険法の特例）
第十五条 認定農商工等連携事業計画に従つて中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全部又は一部と共に海外において農商工等連携事業を実施する場合において、銀行等（銀行法昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関をいう。以下この項において同じ。又は外国金融機関（外国の銀行その他の外國金融機関）が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権（以下「海外農商工等連携事業貸付金債権」という。）を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外農商工等連携事業貸付金債権の取得（以下「海外農商工等連携事業資金貸付」という。）は、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付（以下「海外事業資金貸付」という。）とみなす。

2 独立行政法人日本貿易保険が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外農商

工等連携事業資金貸付について貿易保険法第

五十四条第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険を引き受けける場合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十五条第一項に規定する海外農商工等連携事業貸付金債権」とする。

第十二条第一項中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）
第十二条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十二条第一項の規定にかかわらず、中小企業者（当該中小企業者及び農林漁業者があるものをいう。以下この項において同じ。）又は外国金融機関（外国の銀行その他の外國金融機関）が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権（以下「海外農商工等連携事業貸付金債権」という。）を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外農商工等連携事業貸付金債権の取得（以下「海外農商工等連携事業資金貸付」という。）は、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付とみなす。

2 新新事業促進法第十三条第五項、第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行後に新新事業促進法第十二条第一項の変更の認定を含む。が認定農商工等連携事業計画に従つて海外において農商工等連携事業を実施するために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち主務省令で定めるものから金の借り入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）を行うことができる。

3 前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十二条第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

（施行期日）
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経営革新計画及び異分野連携新事業分野開拓計画に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下この法律の施行後に新新事業促進法第九条第一項の承認（新新事業促進法第十条第一項の変更の承認を含む。）を受けた新新事業促進法第九条第一項に規定する経営革新計画に従つて行われる新新事業促進法第二条第六項に規定する経営革新のための事業について適用する。

2 新新事業促進法第十三条第五項、第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行後に新新事業促進法第十二条第一項の変更の認定を含む。が認定農商工等連携事業計画に従つて海外において農商工等連携事業を実施するために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち主務省令で定めるものから金の借り入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）を行うことができる。

（地域産業資源活用事業計画に関する経過措置）
第三条 第二条の規定による改正後の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下この条において「新地域産業資源活用事業促進法」という。）第八条第二項、第

官 報 (号 外)

平成二十四年六月二十一日 衆議院会議録第二十七号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一
部を改正する法律案及び同報告書

1 支援事業の担い手の多様化・活性化

既存の中小企業支援者、金融機関、税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者の認定を行い、中小企業に対し専門性の高い支援を実現し、また、中小企業基盤整備機構の専門家派遣等による協力及び信用保証の付与による資金調達支援を通じ、当該支援事業を強化すること。

2 海外展開に伴う資金調達支援

(一) 日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援すること。

(二) 中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じて海外展開を支援すること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業の経営力の強化及び中小企業の海外展開の促進を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十四年六月二十日

衆議院議員長 経済産業委員長

横路 孝弘殿

中山 義活

明治二十五年三月三十一日
第一種郵便物認可

発行所	〒100-0005 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定 価	一本一冊 (本体 一一〇円)